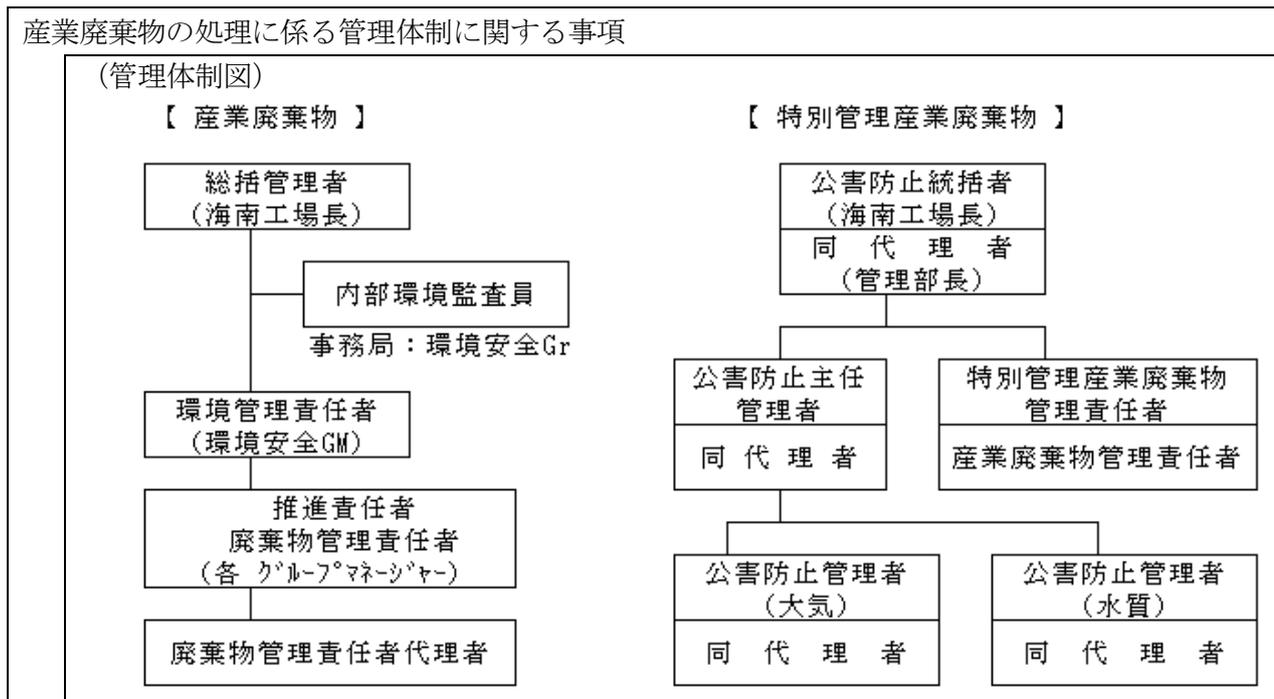


様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和4年6月27日	
和歌山県知事	殿
提出者	
住 所	和歌山県海南市藤白758
氏 名	和歌山石油精製 株式会社 常務取締役海南工場長 木島 昭博
電話番号	073-482-5217
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	和歌山石油精製株式会社 海南工場
事業場の所在地	和歌山県海南市藤白758
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	石油精製業〔1811〕
②事業の規模	令和3年度 売上高 40,108 百万円
③従業員数	144 名 (令和4年3月31日 現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1 参照



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和3年度）実績】</b>	
	産業廃棄物の種類	別紙－2参照
	排 出 量	別紙－2参照
	(これまでに実施した取組) プラスチックごみを含め、廃棄物の分別回収の徹底および再資源化の更なる推進を図った。	
②計画	<b>【目標】</b>	
	産業廃棄物の種類	別紙－2参照
	排 出 量	別紙－2参照
	(今後実施する予定の取組) 今後の分別を維持、継続し、更に3Rから4Rへの推進を図る。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物保管施設は木くず、金属くず、スクラップ、可燃ごみ、紙くず、食品プラスチック、事業系廃プラスチック、ガラスくず、保温材、研磨くず、廃石綿類、廃ウエス、コン殻、土砂、砂、ばいじん、脱水ケーキ、PCB廃棄物に分別している。 プラスチックごみと一般ゴミの分別徹底とプラスチックゴミの削減を推進。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状行っていることを維持、継続していく。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
①現状	【前年度（令和3年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙－2参照
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙－2参照
	(これまでに実施した取組) 該当なし。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙－2参照
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙－2参照
	(今後実施する予定の取組) 該当なし。	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
①現状	【前年度（令和3年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙－2参照
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙－2参照
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙－2参照
(これまでに実施した取組) 汚泥の脱水処理をスクリーンプレスにて行い、できるだけ乾燥した状態で脱水ケーキを搬出している。		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙－2参照
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙－2参照
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙－2参照
(今後実施する予定の取組) 現状の処理を維持、継続していく。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	<b>【前年度（令和3年度）実績】</b>	
	産業廃棄物の種類	別紙－2参照
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙－2参照
	(これまでに実施した取組)  該当なし。	
②計画	<b>【目標】</b>	
	産業廃棄物の種類	別紙－2参照
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙－2参照
	(今後実施する予定の取組)  該当なし。	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	<b>【前年度（令和3年度）実績】</b>	
	産業廃棄物の種類	別紙－2参照
	全処理委託量	別紙－2参照
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙－2参照
	再生利用業者への処理委託量	別紙－2参照
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙－2参照
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙－2参照
	(これまでに実施した取組) 委託契約を締結するに当たっては事前に現地確認（処理状況、維持管理状況、周辺状況）するとともに、委託後にも定期的な現地確認を行っている。 ※コロナ禍のため、現地確認は令和4年度は自粛し、県内業者のみの実施とした。	

②計画	<b>【目標】</b>	
	産業廃棄物の種類	別紙－2参照
	全処理委託量	別紙－2参照
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙－2参照
	再生利用業者への 処理委託量	別紙－2参照
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙－2参照
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙－2参照
	(今後実施する予定の取組) 現状行っていることを維持、継続していく。	
※事務処理欄		

## 産業廃棄物の一連の処理の工程



